○財務省令第五十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき

独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］	（企業会計原則等） **第八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省令第五十七号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二条ノ二の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
個人向け国債の発行等に関する省令	個人向け国債の発行等に関する省令
第一条　［略］ （定義） **第二条**　この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であって、もっぱら次に掲げる者が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。 一　個人 二　法人その他の団体（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家に該当する者（以下「特定投資家」という。）を除く。） **第三条**　［略］ （取扱機関による募集の取扱い等） **第四条**　［略］ ２　［略］ ３　［略］ 一　［略］ 二　銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、	**第一条**　［同上］ （定義） **第二条**　この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であって、もっぱら個人が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。 ［号を追加］ **第三条**　［同上］ （取扱機関による募集の取扱い等） **第四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　［同上］ 二　銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、